

履修免除試験問題 法律科目試験

(行政法)

次の問(1)、(2)に答えなさい。

問(1)(配点:50点)

行政規制や行政指導の実効性確保手段として、法的義務に違反している又は行政指導に不服従であるという事実を公表し、社会的非難の圧力を背景として相手方を行政上望ましい状態に導く手法がある。

例えば、介護保険法は、介護老人保健施設が設備・運営基準に適合していない場合に、適合する措置をとることを勧告し(103条1項2号)、施設開設者が期限内に勧告に従わない場合には「その旨を公表することができる」(同条2項)と定めている。社会的評判を大切にす事業者であれば、公表されることを避けるために基準に適合するよう行動するであろうから、公表は行政規制の実効性確保手段として機能していることになる。同様の規定は、国民生活安定緊急措置法(7条2項)、国土利用計画法(26条)、大規模小売店舗立地法(9条7項)などにもみられる。

行政規制や行政指導の実効性確保手段としての「公表」の積極的意義、および、法的問題点について説明せよ。

問(2)(配点:50点)

A市では、地方税を滞納する市民が増加し、平成**度の決算額で市税収入額348億7千万円に対して滞納額が26億4百万円にも達するという危機的状況となった。そこで、A市では、納税の促進と租税の公平な負担という両面から厳しい措置が欠かせないと判断し、「A市市税の滞納に対する特別措置に関する条例」を制定した(後掲資料1参照)。同条例によれば、滞納があった場合の具体的な措置として、市長は、滞納者の氏名、住所その他必要と認める事項を公表することができるとしている。

滞納者の氏名公表制度を定めたA市条例について、想定される法的問題点としていかなるものがあるのか。あなたの見解を述べよ。

<資料1:A市市税の滞納に対する特別措置に関する条例(抄)>

(目的)

第1条 この条例は、市税の滞納を放置しておくことが納税義務の履行における市民の公平感を阻害することを考慮し、市税を滞納し、かつ、納税について著しく誠実性を欠く者に対し、納税を促進するための特別措置を講じることにより、市税の徴収に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

2021年度 同志社大学大学院 司法研究科

履修免除試験問題 法律科目試験

(行政法)

(督促及び滞納処分)

第2条 徴税吏員は、市税の滞納があったときは、速やかに、A市市税条例（昭和50年A市条例第2号）、地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法においてその例によることとされた国税徴収法（昭和34年法律第147号）の規定に基づき、市税に係る督促及び滞納者の財産の差押え、換価、換価代金等の配当その他の滞納処分に関する手続を厳正に執行しなければならない。

(滞納者に対する措置)

第6条 第2条又は前3条〔調査権限についての規定〕の手続に着手しても、なお、市税が滞納となっている場合において、当該滞納となっている市税の徴収の促進に必要があると認めるときは、市長は、滞納者の氏名、住所その他必要と認める事項（以下「氏名等」という。）を公表することができる。ただし、当該滞納者が、地方税法に規定する滞納処分に関する罪又は滞納処分に関する検査拒否等の罪に処せられたときは、この限りでない。

(A市市税滞納審査会への諮問)

第7条 市長は、前条の滞納者の氏名等の公表をしようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を記載した書面をA市市税滞納審査会（以下「審査会」という。）に提出し、その意見を聴かなければならない。

- (1) 滞納者の氏名及び住所（法人にあっては法人名及び所在地）
- (2) 市税の滞納額
- (3) 督促及び滞納処分の手続の経過
- (4) 滞納処分のための質問、検査及び搜索の状況

(滞納者からの事情聴取)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、審査会に滞納者の出席を求め、その滞納に至った事情を聴くことができる。

(審査会の意見の尊重)

第9条 市長は、滞納者の氏名等の公表をするに当たっては、審査会の意見を尊重しなければならない。

(弁明の機会の付与)

第10条 市長は、滞納者の氏名等の公表が必要であると認めるときは、あらかじめそ

2021年度 同志社大学大学院 司法研究科

履修免除試験問題 法律科目試験

(行政法)

の予定する措置の内容を滞納者に通知し、弁明の機会を付与しなければならない。

2 前項の規定による弁明の機会の付与の手続は、規則で定める。

(公表の方法)

第11条 滞納者の氏名等の公表は、広報紙への掲載、市掲示場への掲示その他市長が必要と認める方法により行うものとする。

(損害賠償等)

第12条 市長は、滞納者の氏名等を公表した場合において、事実の誤認があったこと等により滞納者の権利を不当に侵害したときは、その損害の賠償及び名誉の回復について誠実に対処しなければならない。

<資料2：地方税法（抄）>

(秘密漏えいに関する罪)

第22条 地方税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合には、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。